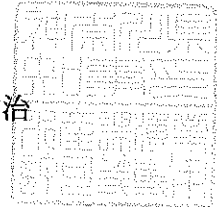


水第 1030 号
令和 4 年 4 月 12 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮に
ついて（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16
条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に附加する条件	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
かます一枚網漁業	2	定めなし	逗子市大崎突端より正南西の線から藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線の以北の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	鎌倉市腰越に漁業根拠地を有している者	1.漁具の規模は次のとおりとする。 (1)目合3cm以上 (2)網丈6m以下 (3)網1反の長さ120m以下 (4)1統の網の使用反数15反以下 2.網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	令和4年4月28日から令和4年5月27日まで	令和4年6月1日から令和4年8月22日まで

操業区域

逗子市大崎突端より正南西の線から藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線の以北の区域を除く。

